

## 第4次食育推進基本計画 骨子案

### はじめに

- 高齢化の進行の中で健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は引き続き国民的課題。栄養バランスに配慮した食生活が重要。
- 食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、健全な食生活が困難な場面の増加や、伝統的な食文化が失われていくことが危惧される。
- 農業者や農村人口の著しい高齢化・減少。
- 我が国は食料の多くを海外からの輸入に頼る一方、食品ロスが発生。
- 近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発しており、地球規模の気候変動の影響が顕在化。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、行動・意識・価値観にまで波及。接触機会の低減のため在宅勤務の増加や外出自粛により、在宅時間が増加。
- ICT技術（情報通信技術）の進展や社会のデジタル化を踏まえ、デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討する必要。

### 第1. 食育推進に関する施策についての基本的な方針

- 食育の推進は、国民が生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、食生活が自然の恩恵や多くの人に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組。
- 国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、本計画においては、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められる。
- 持続可能な世界の実現を目指すため、経済、社会、環境の諸課題に統合的に取り組むSDGsへの関心が世界的に高まる中、SDGsと深く関わる食育の取組においても、SDGsの考え方を踏まえて推進することが必要。

## 1. 重点事項

### (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進することが重要。

### (2) 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育においても食環境の持続に資する取組を推進することが重要。そのため、

- ・食と環境との調和
- ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- ・和食文化の保護・継承を通じて、持続可能な食を支える食育を推進することが重要。

### (3) 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

新たな日常においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進することが重要。

## 2. 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

## **第2 食育の推進の目標に関する事項**

### 1. 目標の考え方

第3次食育推進基本計画の目標の達成状況や、新たな第4次食育

推進基本計画における重点事項を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標、③今日新たに設定する必要がある目標を設定。

## 2. 食育の推進に当たっての目標

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす（子供・若い世代）
- (5) 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす（指導回数・地場産物・国産食材）
  - －子供たちの地域や食に関する理解を増進する指導を充実させるための目標を追加
  - －現場の実態を反映し、都道府県ごとの努力を促すため、食材数ベースから金額ベースに見直し、現状値より維持・向上した都道府県の割合に関する目標値を設定
- (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす（国民・若い世代・食塩摂取量・野菜摂取量・果物摂取量）
  - －栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本 21(第二次)」の趣旨を踏まえ、その目標値を追加（「食塩摂取量 8g」、「野菜摂取量 350g」、「果物摂取量 100g 未満の者の割合 30%以下」）
- (7) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
- (8) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- (10) 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- (11) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
  - －我が国の食の持続可能性を高めるため、農林水産業や農山漁村を理解し、主体的に支え合う行動を促すべく追加
- (12) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
  - －環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、環境に配慮した購買行動を促すべく追加
- (13) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- (14) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、

伝えている国民を増やす（伝承・食べること）

－食文化を着実に次世代へ継承していくため、様々な場面で食べることを促すための目標値を追加

(15) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

(16) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

### **第3 食育の総合的な促進に関する事項**

#### **1. 家庭における食育の推進**

##### **(1) 現状と今後の方向性**

家庭において、基本的な生活習慣の形成への意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要。

##### **(2) 取り組むべき施策**

・子供の基本的な生活習慣の形成

－乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成等に資するよう、引き続き、「健やか親子21」や「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による食育を科学的知見を踏まえながら推進

・望ましい食習慣や知識の習得

－様々な料理を組み合わせ栄養バランスに配慮した食事を組み立てる力を伸ばす食育を推進

・妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

－成育基本法を踏まえ、成育過程にある者及び妊産婦に対する食育を推進

・子供・若者の育成支援における共食等の食育の推進

・在宅時間を活用した食育の推進

－働き方や暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えており、家族との共食や栄養バランス、食文化、食品ロスなど、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進

#### **2. 学校、保育所等における食育の推進**

##### **(1) 現状と今後の方向性**

学校、保育所等は、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担う。栄養教諭・栄養士等を中核として、関係者が連携し食育を体系的・継続的に実施することが必要。

##### **(2) 取り組むべき施策**

- ・食に関する指導の充実
  - －栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員。
  - －栄養教諭・栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進
  - －栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努め、地域間格差を解消すべく、栄養教諭の配置を促進
  - －農家等生産現場と連携・協力をしながら、給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送や教材作成・配布等を充実
- ・学校給食の充実
  - －学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に推進
  - －地場産物使用の重要性に関係者が共通認識を持ち、連携・協働
  - －生産側と学校側の連携・協働を推進するための取組を行い、多様な優良事例を普及
  - －地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制される等、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGs の観点からも推進
- ・食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ・就学前の子供に対する食育の推進
  - －保護者や地域の多様な関係者との連携、協働により食に関する取組を推進

### 3. 地域における食育の推進

#### (1) 現状と今後の方向性

生涯にわたる心身の健康を確保するため、家庭、学校、生産者、企業等と連携し、地域における食育の推進が必要。近年、様々な家族の状況や暮らしの多様化により、健全な食生活の実現が困難な立場にある者も存在。地域における食育を促進し、支援する。

#### (2) 取り組むべき施策

- ・「食育ガイド」等の活用促進
  - －「食育ガイド」や「食生活指針」、「食事バランスガイド」について、関係機関を通じて普及啓発
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進

- －健康寿命の延伸を目指す「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、推進
  - －「スマート・ライフ・プロジェクト」等を通じて、減塩、野菜や果物の摂取を促進
  - －「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進
- ・ 歯科保健活動における食育推進
  - －8020 運動等の幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた地域における歯と口の健康づくりを通じた食育の一層の推進
- ・ 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進
  - －栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、その内容やメリットを、わかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう推進
- ・ 貧困の状況にある子供に対する食育の推進
  - －「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援
  - －ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う支援
  - －「子供の未来応援国民運動」において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対する支援
  - －経済的に困難な家庭に食品等を届ける子供宅食の取組に関する支援を実施
- ・ 若い世代に関わる食育の推進
  - －マスコミ、インターネットやSNS等デジタル化への対応により、食に関する理解や関心を深められるよう推進
- ・ 高齢者に関わる食育の推進
  - －地域の共食の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル（健康と要介護の中間の虚弱状態）予防にも資する、効果的・効率的な健康支援
- ・ 食品関連事業者における食育の推進
  - －減塩食品や健康に配慮したメニュー開発など健康寿命の延伸に資する取組が広がるよう情報提供
  - －国産農林水産物等を活用した介護食品等の開発支援や、スマイルケア食等の普及促進
- ・ 専門的知識を有する人材の養成・活用

- ・ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進
  - － 従業員等の健康管理とその一環として食育の推進という観点から、健康づくりに取り組む企業への支援を充実し、これら関係者との連携、協働を深める。
- ・ 地域における共食の推進
  - － 子供食堂等、地域における様々な共食の場作りを推進
- ・ 災害時に備えた食育の推進
  - － 近年、頻度を増す大規模災害等に備え、地方自治体、民間企業等における食料備蓄に加え、家庭での取組も重要であり普及啓発を推進
  - － 災害時には、高齢者等の食べる機能が弱くなった方、食物アレルギーを持つ方等に配慮した食品を備えておくことが重要

#### **4. 食育推進運動の展開**

##### **(1) 現状と今後の方向性**

全国各地で様々な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組み、国民的な広がりを持つ運動として推進。明るく楽しく、多様な食育推進運動を引き続き全国的に展開していくことが必要。

##### **(2) 取り組むべき施策**

- ・ 食育に関する国民の理解の増進
- ・ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等
- ・ 食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立
  - － 食育推進会議の設置や、推進計画に地域における地産地消の目標を設定する等、地域の関係機関の協力による取組を推進
- ・ 食育月間及び食育の日の取組の充実
  - － 「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、食育推進全国大会を毎年開催し、食育について国民への理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携を推進
- ・ 食育推進運動に資する情報の提供
- ・ 食育推進プラットフォーム（仮称）の活用
  - － 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法やノウハウを食育関係者間で情報共有
- ・ 新たな日常やデジタル化に対応する食育の推進
  - － デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、SNSの活用やウェブ上でのイベント開催及び動画配信、オンラインによる非接触型の食育の展開などを推進

— 個人がいつでも手軽に使える優れた食育アプリ等について情報提供を行い、行動変容を促す。

## 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

### (1) 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要であり、「食」と「農」のつながりの深化を図る必要。

持続可能な食環境を維持するため、環境と調和のとれた食料生産とその消費等にも配慮した食育を推進する必要。

### (2) 取り組むべき施策

- ・ 農林漁業者等による食育の推進
- ・ 子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
  - 異世代交流、生産者や消費者との交流促進
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進
- ・ 農山漁村の維持・活性化
- ・ 地産地消の推進
  - 地域ぐるみでの取組を推進するため、地域における関係者の連携の場等の設置、地域の戦略等の策定を推進
- ・ 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進
  - 生物多様性の保全に効果の高い営農活動等持続的な生産方法や資源管理等に関して、理解と関心の増進のための普及啓発の促進
  - 持続可能な食につながるエシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進
- ・ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開
  - 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進
  - 外食時の食べきりや、食べ残しの持ち帰りの普及啓発
- ・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進
  - 食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じ、飼料化を含めた取組を促進



## 6. 食文化の継承のための活動への支援等

### (1) 現状と今後の方向性

伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて国民の理解を深めるべく、地域の多様な食文化を支える多様な関係者による活動の充実が必要。

### (2) 取り組むべき施策

- ・地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
  - －「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた保護・継承
  - －地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、各地域の郷土料理の調査・デジタル技術を活用した情報蓄積や普及啓発
  - －栄養士等を対象とした人材の育成
  - －11月24日の和食の日を中心とした国民に対する日本の食文化の理解増進の取組を推進
  - －和食の栄養バランスの良さについて、国内外への発信強化し、理解を深める
- ・ボランティア活動等における取組
- ・学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
  - －学校給食においても、地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- ・専門調理師等の活用における取組

## 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

### (1) 現状と今後の方向性

食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況。食に関する国内外の幅広い情報を SNS 等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実を図ることが必要。

### (2) 取り組むべき施策

- ・生涯を通じた国民の取組の提示
- ・基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
- ・リスクコミュニケーションの充実
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
  - －SNS などの様々な媒体や各種イベント、食育ツールなどを活用した分か

- りやすい情報提供
- ーアレルギー対策も含め食生活と健康に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と情報発信
- ・食品表示の理解促進
  - ー消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発
- ・地方公共団体等における取組の推進
- ・食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進
  - ーオンラインでの配信も利用しながら、海外に向けて日本食・日本の食文化について情報発信
- ・国際的な情報交換等

## **第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

### **1. 多様な関係者の連携・協働の強化**

食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かし、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要。「食育推進プラットフォーム（仮称）」も活用しつつ、連携・協働の強化に努める。

### **2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ**

地方公共団体は、その食育推進会議を活用しながら多様な主体との連携・協働を推進。国は、地方公共団体における食育の推進が一層充実するよう、推進計画の作成状況を把握しつつ適切な支援を行う。

### **3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握**

効果的な情報発信を行う「食育推進プラットフォーム（仮称）」の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供に努める。

### **4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用**

目標の達成状況の把握と評価を実施、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努める。

### **5. 基本計画の見直し**

計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性等を適時適切に検討。